

平成18年4月から 障害者自立支援法が施行されます

障害種別に関係なく一元化されたサービスを永続的に提供するため、4月から「障害者自立支援法」が施行されます。

この法律の主な項目は次のとおりです。

- 1 身体、知的、精神の3障害で異なっていたサービスが一元化されます。
- 2 サービスを利用した方の自己負担が原則として1割となります。(応能負担から応益負担への変更)
- 3 障害者の就労を積極的に支援するとともに、身近な地域で自立した生活が送れるよう、公の責務が明確化されます。

自己負担額については、家族や本人の所得状況などによって限度額を設定しています。また減免制度を設けており、安心してサービスが利用できるようになっています。

なお、個々の制度の詳細については、今後随時お知らせします。

■問合せ

- 市庁舎別館社会福祉課 内線2326
- 東予総合支所福祉課 内線131
- 丹原総合支所保健福祉課 内線212
- 小松総合支所保健福祉課 内線124

国民年金・厚生年金のお知らせ
裁定請求書の事前送付を実施しています

昨年10月から社会保険庁では、年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、社会保険庁が管理している年金加入期間等をあらかじめ印字した年金の請求書(裁定請求書)を、社会保険業務センターからご本人宛で送付しています。

■送付対象者・送付時期

- 年金の受給資格がある方で厚生年金に1年以上加入履歴があり、60歳で受給権が発生する方には、60歳に到達する3カ月前に裁定請求書が送付されます。
- 国民年金のみ加入の方や、60歳から64歳までの間に受給資格を満たしているが裁定請求をまだ行っていない方などで、65歳で受給権が発生する方には、65歳に到達する3カ月前に裁定請求書が送付されます。

※年齢到達日は誕生日前日が到達日になります。

■裁定請求の案内(はがき)の送付について

60歳到達後に受給権が発生する方、受給資格が確認できない方には、社会保険業務センターから裁定請求についてお知らせする「はがき」が送付されます。

■問合せ

国民年金のみ加入の方

- 市庁舎本館保険年金課 年金係 (内線2436)
- 東予総合支所市民生活課 保険年金係 (内線153)
- 丹原総合支所市民生活課 保険年金係 (内線208)
- 小松総合支所市民生活課 保険年金係 (内線133)

厚生年金の加入期間のある方

新居浜社会保険事務所

TEL 0897-35-1300

■重度心身障害者・母子家庭・乳幼児医療費助成の受給資格等

種別	受給資格		申請時に必要なもの
	対象	所得税要件	
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A	なし	身体障害者手帳および療育手帳、保険証、印鑑
	身体障害者手帳3～6級と療育手帳B		
	身体障害者手帳3級	非課税世帯	身体障害者手帳および療育手帳、保険証、印鑑 ※平成17年1月2日以降に転入した方、市外に住所があり西条市の国民健康保険証をお持ちの方は、所得税が非課税と分かる書類(課税証明書、源泉徴収票など)
	療育手帳B		
母子家庭	母と同じ保険に加入している20歳までの児童(学生の方はこの限りではありません)	母(生計維持者)が非課税	保険証、印鑑 ※平成17年1月2日以降に転入した方は、所得税が非課税と分かる書類(課税証明書、源泉徴収票など)
	祖母と孫、姉と弟妹、父母のいない児童など、準母子家庭の方		
	配偶者が障害などで母子家庭と同様の事情にある方		
乳幼児	入院：小学校就学前まで 外来：4歳誕生月の月末まで	なし	保険証、印鑑

重度心身障害者、母子家庭、乳幼児の医療費受給者証の申請はお済みですか？

市では、重度心身障害者、母子家庭、乳幼児を対象とした医療費の一部助成を行っています。

受給資格があるにもかかわらず医療費助成の申請を行っていない方、平成16年中の所得税が非課税のため新たに該当すると思われる方は、市庁舎本館保険年金課、または各総合支所市民生活課で申請手続きを行ってください。なお、平成17年中の所得税が非課税のため新たに該当する方の申請手続きは、6月末からになります。

※すでに西条市の重度心身障害者、母子家庭、乳幼児の医療費受給者証をお持ちの方は、手続きの必要がありません。

■問合せ

- 市庁舎本館保険年金課 医療係 内線2434
- 東予総合支所市民生活課 保険年金係 内線154
- 丹原総合支所市民生活課 保険年金係 内線208
- 小松総合支所市民生活課 保険年金係 内線135